

証券コード 7255
(発信日) 2023年6月12日
(電子提供措置の開始日) 2023年6月5日

株 主 各 位

静岡県浜松市東区半田町720番地
株式会社 桜井製作所
代表取締役社長 櫻井成二

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第75回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.sakurai-net.co.jp>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、インターネット上の以下の各ウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>
（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「桜井製作所」又は、「コード」に当社証券コード「7255」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/7255/teiiji/>

株主の皆様におかれましては、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月27日（火曜日）午後4時50分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県浜松市東区半田町720番地
当会社 本社会議室

3. 目的事項
報告事項

1. 第75期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第75期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等により議決権を行使された株主様につきましては、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネット等による議決権行使を有効な意思表示として取り扱わせていただきます。

インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な意思表示として取り扱わせていただきます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ・連結計算書類 「連結注記表」
- ・計算書類 「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

《インターネットによる議決権行使についてのご案内》

【インターネットによる方法】

インターネット（パソコン、携帯電話、スマートフォン）による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.tosyodai54.net/>）をご利用いただくことによつてのみ可能となります。

1. スマートフォンをご利用の場合

議決権行使書用紙の「お願い」欄に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ることにより、議決権行使画面案内に従つて議決権を行使することができます。この場合、「議決権行使コード」及び「パスワード」の入力は不要となります。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力していただく必要があります。（QRコードは、㈱デンソーウェーブの登録商標です。）

2. パソコンまたは携帯電話をご利用の場合

上記アドレスにアクセスしていただき、議決権行使書用紙の「お願い」欄に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従つて議決権を行使してください。なお、バーコード読み取り機能付の携帯電話をご利用の場合、議決権行使書用紙に記載された「携帯用QR」を読み取ることにより、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることができます。

（ご注意）

インターネットによる議決権行使は、株主様のインターネット利用環境によつてはご利用いただけない場合がございます。議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

株主名簿管理人：東京証券代行株式会社

電話 0120-88-0768（フリーダイヤル）

受付時間 午前9時～午後9時

事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の普及により、社会経済活動の平常化に向けて動き始めていますが、原材料価格の高騰や、急激な円安進行、ウクライナ情勢の長期化等によるサプライチェーンの混乱等、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社におきましては、経営資源の効率化を進め、新規取引先の拡大や顧客にコストメリットがある商品を提案提供し、収益を図ることを最重要項目としてまいりました。その結果、自動車部品製造事業では、新型コロナウイルス感染症の再拡大に加え、自動車メーカーの半導体不足による減産を主な要因とする四輪部品等の受注減少等により、当連結会計年度の売上高・利益は前連結会計年度の水準と比較して減少しました。工作機械製造事業では、依然として新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、専用機等の受注が進まず、当連結会計年度の売上高・利益は、コロナ前の水準まで回復することができませんでした。なお、前連結会計年度に続き営業活動を強化すべく、展示会への出展等に取り組み、新規顧客の開拓および受注確保に努めてまいります。さらに世界的な脱炭素社会への潮流において、引き続き、電動（EV）における関連製品の割合を増やしていきます。

事業別の状況は、次のとおりであります。

(自動車部品製造事業)

国内では四輪部品等の受注減により売上高は減少しました。その結果、売上高は3,826百万円（前年同期比3.4%減）となりました。セグメント利益につきましては四輪部品等の受注減に加えエネルギー価格の高騰等により44百万円（前年同期比90.6%減）となりました。

(工作機械製造事業)

海外向けの専用機が減少したこと等により売上高は771百万円（前年同期比15.3%減）となりました。セグメント損失につきましては、同様の理由により461百万円（前期はセグメント損失444百万円）となりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は4,598百万円（前年同期比5.6%減）、営業損失416百万円（前期は営業利益28百万円）、経常損失290百万円（前期は経常利益188百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は306百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益185百万円）となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は総額848百万円となりました。主なものは自動車部品製造事業の新規受注及び生産性向上のための機械設備等であります。これに要した資金は借入金および自己資金によります。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症に対する各国の行動制限の緩和等により、世界的な景気は次第に回復に向かうことが期待されます。しかしながら、一方で半導体不足、原材料価格の高騰等およびウクライナ情勢の長期化は続き、経済活動の平常化には時間を要するものと想定され、事業を取り巻く環境は不透明な状況にあります。

このような状況の中、工作機械製造事業におきましては、ロータリーフライス盤、ターレックス・キュービック（多軸ヘッド交換型専用機）、B-Trim（5軸バリ取りセンター）の標準機の競争力強化に力を注ぐとともに、当社が得意とする高効率専用機の提案型営業販売を進めてまいります。

自動車部品製造事業におきましては、高難度品、高精度品のエンジン廻り部品を中心に受注活動を行い、また、高品質、高い加工技術を活かし航空宇宙等成長産業への展開を継続して行ってまいります。特に脱炭素社会への潮流が世界的に加速する中、電動車（EV）における関連製品の割合を増やしていく予定であります。

今後も当社は、激変する時代に勝ち抜くため、海外子会社と連携を強化した営業活動を行い、自動車部品加工と工作機械製造の結合企業であるという特性を十分に発揮し、共創に依る製造を展開することでグループ全体の収益確保に努めてまいります。さらに、新型コロナウイルス感染症における行動制限の緩和に加え、半導体不足や原材料価格の高騰等に対応できる様万全を期します。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 事業セグメント別売上高

事業区分 \ 期別	第 74 期 (2021年度)	第 75 期 (2022年度)
自動車部品製造事業	3,960百万円	3,826百万円
工作機械製造事業	911百万円	771百万円
合 計	4,871百万円	4,598百万円

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

①企業集団の財産および損益の状況

区 分 \ 期 別	第 72 期 (2019年度)	第 73 期 (2020年度)	第 74 期 (2021年度)	第 75 期 (2022年度)
売 上 高 (百万円)	6,242	3,414	4,871	4,598
経常利益又は 経常損失 (〃) (△)	115	△393	188	△290
親会社株主 に帰属する 当期純利益 又は当期純 損失 (△)	84	△372	185	△306
1株当たり 当期純利益 又は当期純 損失 (△) (円)	22.08	△100.09	50.71	△83.85
総 資 産 (百万円)	7,810	7,694	7,339	7,808
純 資 産 (〃)	5,279	4,872	4,977	4,644

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は、期中平均株式数に基づき算出しております。

②当社の財産および損益の状況

区 分 \ 期 別	第 72 期 (2019年度)	第 73 期 (2020年度)	第 74 期 (2021年度)	第 75 期 (2022年度)
売 上 高 (百万円)	5,581	2,978	4,183	3,595
経常利益又は 経常損失 (〃) (△)	157	△330	129	△274
当期純利益又は 当期純損失 (〃) (△)	126	△308	128	△292
1株当たり当期 純利益又は当期 純損失 (△) (円)	33.22	△83.12	35.16	△79.99
総 資 産 (百万円)	7,590	7,557	7,165	7,645
純 資 産 (〃)	5,366	5,045	5,089	4,745

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は、期中平均株式数に基づき算出しております。

(6) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

- 自動車部品ならびに各種精密部品の製造販売 (自動車部品製造事業)
- 工作機械の製造販売 (工作機械製造事業)

(7) 主要な営業所および工場 (2023年3月31日現在)

①当社の主要な営業所

本社および船岡工場 (工作機械製造事業)	静岡県浜松市東区半田町720番地
細江工場 (自動車部品製造事業)	静岡県浜松市北区細江町中川7000-18

②子会社

SAKURAI VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ハノイ市
SAKURAI U. S. A., CO.	アメリカ オハイオ州

(8) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
320名	9名減

(注) 上記従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は含まれておりません。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
203名	9名減	40.3歳	16.5年

(注) 上記従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は含まれておりません。

(9) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株式会社静岡銀行	772,106千円
株式会社三井住友銀行	524,745千円
浜松磐田信用金庫	352,060千円
株式会社りそな銀行	100,000千円
株式会社商工組合中央金庫	84,091千円

(10) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

当社の連結子会社は下記の2社であります。

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
SAKURAI VIETNAM CO., LTD.	500万米ドル	100%	工作機械および精密機械部品の製造販売、輸送用機器の部品製造販売
SAKURAI U. S. A., CO.	10万米ドル	100%	工作機械の販売、メンテナンス・アフターケア等

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 8,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,000,000株(自己株式361,737株を含む)
- ③ 株主数 729名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
桜井興産株式会社	920,000株	25.29%
桜井取引先持株会	370,400株	10.18%
櫻井美枝子	317,133株	8.72%
株式会社不二	226,600株	6.23%
櫻井成二	143,133株	3.93%
桜井製作所従業員持株会	90,300株	2.48%
前田順子	70,900株	1.95%
株式会社古橋	64,000株	1.76%
池崎弘昌	40,000株	1.10%
有限会社大庭製作所	38,400株	1.06%

(注) 1. 持株比率は自己株式(361,737株)を控除して計算しております。

2. 自己株式は上記大株主から除外しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	櫻 井 成 二	
取 締 役	河 合 誠 一 郎	製造本部部長兼部品部部長
取 締 役	櫻 井 美 枝 子	桜井興産株式会社 代表取締役社長
取 締 役	櫻 井 耕 二	GSE協同組合 代表理事
取 締 役	関 伸 一	関ものづくり研究所代表 株式会社Fiot取締役 株式会社エコム社外取締役（監査等委員） 静岡大学工学部大学院客員教授
常 勤 監 査 役	川 東 宏 二	
監 査 役	石 塚 尚	弁護士
監 査 役	鈴 木 修 一 郎	税理士 磐田化学工業株式会社 社外監査役

- (注) 1. 関伸一氏は、社外取締役であります。
 2. 石塚尚氏および鈴木修一郎氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、監査役石塚尚氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役鈴木修一郎氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

- ①取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
 取締役の報酬限度額は2022年6月28日開催の第74回定時株主総会において、年額1億8百万円以内（当該定時株主総会終結時点の取締役の員数5名）（うち社外取締役分は年額1千2百万円以内）、監査役の報酬額を年額2千4百万円以内（当該定時株主総会終結時点の監査役の員数3名）と決議されております。
- ②取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
 各取締役の報酬等の額については、取締役会より一任された代表取締役社長櫻井成二が、当事業年度の業績、各取締役の担当業務、実績等を総合的に勘案して決定しております。会社法上、株主様から委任されて経営する立場にある取締役のうち、経営責任者である代表取締役社長が上記内容に基づいて決定することが適切であると判断したためであります。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	60,866 (6,073)	60,866 (6,073)	- (-)	- (-)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	13,453 (7,979)	13,453 (7,979)	- (-)	- (-)	3 (2)

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役および社外監査役は、当社と会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(4) 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
取締役関伸一氏は関ものづくり研究所代表であります。

関ものづくり研究所は当社の取引先であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	関 伸 一	当期開催の取締役会10回全てに出席し、主に会社の経営者としての豊富な経験および幅広い見識に基づく見地から取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言および提言を行うなど、適切な役割を果たしております。
監 査 役	石 塚 尚	当期開催の取締役会10回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。また、当期に開催された監査役会15回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項の協議を行っております。
監 査 役	鈴木修一郎	当期開催の取締役会10回全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。また、当期に開催された監査役会15回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項の協議を行っております。

(5) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 アーク有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	16,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な海外子会社SAKURAI VIETNAM CO., LTD. は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）による監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する場合において、必要と判断したときは、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法、公認会計士法などの法令に違反した場合、公序良俗に反する行為があった場合など、適正な監査業務の執行に支障をきたす恐れがある場合のほか、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性、信頼性、効率性などが適切であるかについて確認し、必要がある場合には、会計監査人の解任または不再任を検討し、必要と判断したときは、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は1百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額であります。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス担当の取締役の指揮・監督のもと、全社横断的なコンプライアンス体制を確立する。

コンプライアンス活動を充実させ、法令遵守の徹底、および企業倫理の向上を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

社内規定に基づき、法令上保存が義務付けられている文書および重要な会議の議事録、稟議書、契約書等を書面または電磁的媒体に記録し、保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業推進に伴うリスクの管理については担当部署を決め、規則、ガイドラインの制定、研修の実施等を行う。

新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は取締役会に報告し、責任者を決定し、速やかに対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役、使用人が共有する全社的な目標および効率的達成の方法を取締役会が定め、達成に努める。

取締役会は結果をレビューし、阻害要因の排除、低減などの改善策、施策を講じ、目標達成の確度を高める。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

セグメント別の事業に関して責任を負う取締役または執行役員を決め、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する。当社は子会社の業務執行を管理し、子会社は定期的に当社の生産会議、部長会において業務執行について報告を行う。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は社員に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。

- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項および監査役からの要請事項が速やかに報告できる体制を整備する。また、当該報告を行った取締役および使用人は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務を遂行するために生ずる費用の前払又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務については、事由、金額等を明記した書面に基づき、当該費用の前払若しくは償還又は当該費用にかかる債務の弁済を行う。

- (9) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は監査業務を円滑に進めるため、取締役会、部長会、各部生産会議等に出席する。

- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。

また、必要に応じ、警察当局、顧問弁護士などの外部専門機関とも連携を取り、体制の強化を図る。

- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における主な運用状況の概要は次のとおりです。

(1) 取締役の業務の執行について

「取締役会規程」に基づき、当事業年度において取締役会を10回開催し、法令又は定款に定められた事項および重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに取締役の職務の執行の監督を行っております。また、業務執行について報告、協議を行う部長会も12回開催し、業務執行の適正性を確保しております。

(2) 監査役の業務の執行について

監査役会において定めた監査方針、監査計画に基づき監査を実施しています。当事業年度において監査役会を15回開催しています。また、監査役は取締役会への出席ならびに常勤監査役による部長会等の重要な会議への出席および取締役、使用人へのヒヤリングを通して、内部統制の整備、運用状況について確認をしております。

(3) 子会社における業務の適正の確保について

子会社につきましては毎月、当社の生産会議および部長会においてテレビ会議により、業務執行について報告を受けております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,454,410	流動負債	2,130,687
現金及び預金	566,094	買掛金	461,139
受取手形	16,575	短期借入金	900,000
売掛金	797,123	1年内返済予定の長期借入金	451,278
電子記録債権	18,859	未払金	211,543
製品	98,041	未払法人税等	936
仕掛品	792,474	前受金	46,274
材料及び貯蔵品	98,047	賞与引当金	46,323
その他	67,893	その他	13,191
貸倒引当金	△698		
固定資産	5,353,725	固定負債	1,033,380
有形固定資産	3,980,884	長期借入金	481,723
建物及び構築物	946,391	繰延税金負債	220,795
機械装置及び運搬具	1,666,676	役員退職慰労引当金	8,552
土地	729,674	退職給付に係る負債	196,455
建設仮勘定	538,885	資産除去債務	65,784
その他	99,255	その他	60,069
無形固定資産	51,434	負債合計	3,164,067
投資その他の資産	1,321,406	(純資産の部)	
投資有価証券	585,074	株主資本	4,560,359
組合預け金	448,152	資本金	100,000
その他	288,179	資本剰余金	126,263
		利益剰余金	4,522,666
		自己株式	△188,571
		その他の包括利益累計額	83,709
		その他有価証券評価差額金	204,989
		為替換算調整勘定	△121,280
資産合計	7,808,135	純資産合計	4,644,068
		負債純資産合計	7,808,135

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,598,282
売上原価		4,396,362
売上総利益		201,919
販売費及び一般管理費		618,504
営業業損失		△416,585
営業外収益		
受取利息	257	
受取配当金	20,452	
受取賃貸料	53,060	
為替差益	28,995	
売電収入	26,050	
補助金収入	16,676	
雑収入	19,167	164,660
営業外費用		
支払利息	7,368	
賃貸収入原価	20,672	
売電費用	8,260	
雑損失	2,281	38,583
経常損失		△290,508
特別利益		
固定資産売却益	3,192	3,192
特別損失		
固定資産廃棄損失	575	
貸倒損失	17,378	17,954
税金等調整前当期純損失		△305,269
法人税、住民税及び事業税	936	
法人税等調整額	-	936
当期純損失		△306,206
親会社株主に帰属する当期純損失		△306,206

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2022年4月1日残高	100,000	126,263	4,883,750	△178,902	4,931,111
連結会計年度中の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△54,876		△54,876
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△306,206		△306,206
自 己 株 式 の 取 得				△9,669	△9,669
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	△361,083	△9,669	△370,752
2023年3月31日残高	100,000	126,263	4,522,666	△188,571	4,560,359

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計	
2022年4月1日残高	197,618	△5,548	△145,643	46,426	4,977,538
連結会計年度中の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△54,876
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)					△306,206
自 己 株 式 の 取 得					△9,669
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	7,371	5,548	24,632	37,282	37,282
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	7,371	5,548	24,632	37,282	△333,469
2023年3月31日残高	204,989	-	△121,280	83,709	4,644,068

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2,431,115	流動負債	1,921,854
現金及び預金	339,566	買掛金	310,571
受取手形	16,575	短期借入金	900,000
売掛金	713,240	1年内返済予定の長期借入金	424,602
電子記録債権	18,859	未払金	195,249
製品	98,013	未払費用	7,111
仕掛品	760,523	未払法人税等	936
原材料及び貯蔵品	65,588	預り金	4,221
関係会社短期貸付金	384,595	前受金	40,980
その他	35,253	賞与引当金	46,323
貸倒引当金	△1,100	リース負債	1,858
固定資産	5,214,159	固定負債	968,044
(有形固定資産)	(3,642,429)	長期借入金	468,385
建物	786,860	リース負債	3,252
構築物	19,834	繰延税金負債	220,795
機械及び装置	1,531,259	退職給付引当金	188,242
車両運搬具	11,342	役員退職慰労引当金	8,552
工具、器具及び備品	92,308	資産除去債務	21,999
リース資産	4,956	その他	56,816
土地	680,187	負債合計	2,899,899
建設仮勘定	515,680	純資産の部	
(無形固定資産)	(51,434)	株主資本	
借地権	399	資本金	100,000
ソフトウェア	50,785	資本剰余金	126,263
電話加入権	250	資本準備金	126,263
(投資その他の資産)	(1,520,295)	利益剰余金	4,502,693
投資有価証券	585,074	利益準備金	50,175
関係会社株式	172,473	その他利益剰余金	4,452,518
出資金	2,990	固定資産圧縮積立金	244,119
関係会社長期貸付金	26,708	別途積立金	4,280,000
組合預け金	448,152	繰越利益剰余金	△71,600
投資不動産	273,344	自己株式	△188,571
その他	11,552	株主資本合計	4,540,385
		評価・換算差額等	204,989
		その他有価証券評価差額金	204,989
資産合計	7,645,275	純資産合計	4,745,375
		負債純資産合計	7,645,275

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,595,895
売 上 原 価		3,489,692
売 上 総 利 益		106,203
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		529,485
営 業 損 失		△423,282
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8,304	
受 取 配 当 金	20,452	
受 取 賃 貸 料	53,060	
為 替 差 益	41,015	
売 電 収 入	26,050	
雑 収 入	18,753	
補 助 金 収 入	16,676	184,314
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,859	
賃 貸 収 入 原 価	20,672	
売 電 費 用	8,260	
雑 損 失	565	35,357
経 常 損 失		△274,325
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,098	1,098
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	575	
貸 倒 損 失	17,378	17,954
税 引 前 当 期 純 損 失		△291,181
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	936	
法 人 税 等 調 整 額	-	936
当 期 純 損 失		△292,117

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							利益剰余金計
	資本金	資 本 利 益		剰 余 金				
		資本金 準備金	利益 準備金	そ の 他 利 益 固 定 資 産 権 益 金	繰 上 積 立 金	繰 下 積 立 金	剰 余 金	
2022年4月1日残高	100,000	126,263	50,175	244,119	4,280,000	275,393	4,849,688	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△54,876	△54,876	
当期純損失(△)						△292,117	△292,117	
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△346,994	△346,994	
2023年3月31日残高	100,000	126,263	50,175	244,119	4,280,000	△71,600	4,502,693	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差 額等合計	
2022年4月1日残高	△178,902	4,897,049	197,618	△5,548	192,070	5,089,119
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△54,876				△54,876
当期純損失(△)		△292,117				△292,117
自己株式の取得	△9,669	△9,669				△9,669
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	7,371	5,548	12,919	12,919
事業年度中の変動額合計	△9,669	△356,663	7,371	5,548	12,919	△343,744
2023年3月31日残高	△188,571	4,540,385	204,989	-	204,989	4,745,375

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社桜井製作所

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指 定 有 限 責 任 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

二階堂 博文

指 定 有 限 責 任 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

山本 博生

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社桜井製作所の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社桜井製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社桜井製作所
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 二階堂 博文

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 博生

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社桜井製作所の2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、アーク有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年（令和5年）5月22日

株式会社 桜井製作所 監査役会
常勤監査役 川東 宏二
監査役 石塚 尚
監査役 鈴木 修一郎

(注) 監査役石塚尚及び監査役鈴木修一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は財務体質の強化と内部留保の充実を図りつつ、株主の皆様に対し、安定した利益還元を努めることを基本方針としております。当期の業績ならびに今後の経営環境等を勘案いたしまして以下のとおり剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は36,382,630円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 120,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 120,000,000円

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役2名が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

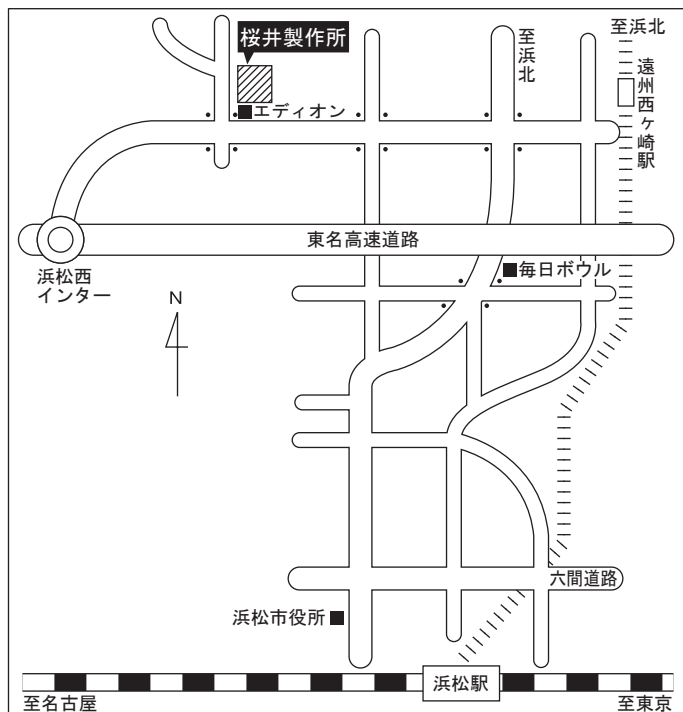
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	かわひがし こうじ 川東 宏二 (1956年7月5日)	1975年4月 松下電器産業(株) 入社 2004年10月 パナソニックストレージバッテリー(株) 常務取締役 2013年9月 パナソニックビジネスサービス(株) 取締役(管理部門担当) 2018年4月 当社入社 顧問 2019年6月 当社監査役に就任(現任)	一株
2	あがた いくたろう 縣 郁太郎 (1957年10月29日) 【新任】	1986年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 1990年6月 静岡県弁護士会へ登録変更 縣法律事務所開設(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 縣郁太郎氏は社外監査役候補者であります。
3. 縣郁太郎氏を社外監査役候補者とした理由は、会社経営に関与された経験はありませんが、同氏に対し、弁護士としての法務の専門的見地からの意見、発言を期待するものであります。
4. 縣郁太郎氏は当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

以上

株主総会会場ご案内図



会 場 静岡県浜松市東区半田町720番地
株式会社 桜井製作所 本社会議室

電話 (053) 432-1711 (代)

最寄りの交通機関

1. JR線 浜松駅下車タクシー25分
2. 遠州鉄道線 遠州西ヶ崎駅下車タクシー7分
3. 東名高速道路 浜松西インターより7km